

2. 事業の概要と成果	
(1) 上位目標の達成度	・ 地域の保健衛生環境が改善される ➤ 配水設備の整備と継続的な維持管理により、地域の水・衛生状況が改善される。 【達成度】事業終了時、7月31日現在で予定通り6区8村に対して衛生的な水が配水可能になった。維持管理委員会も順調に機能しており、維持管理委員会主導で事業終了月の7月から維持管理のための水基金の徴収も開始しており、維持管理面でも問題はない。 ➤ 地域住民が環境・保健衛生知識を学ぶことで、山岳地帯の水問題に問題意識を持ち、主体性をもって積極的に解決するようになる。 【達成度】事業期間内に実施した環境研修により、水源涵養の意識が強くなり、維持管理委員会主体で伐採防止の運動を開始した。保健衛生に関しては、手洗い・うがいなどの基礎的なことから住民が自主的に実施しているという報告を維持管理委員会より受けている。
(2) 事業内容	【活動1】対象地域において配水設備建設を実施した 1.1 水源(2か所)整備 【ティヌ水源(水源①)】 水源周囲を整備し、水源付近に簡易フィルター付きのタンク(タンク①)を、水源から1,950フィート離れた場所に容量158,000ガロンの水タンク(タンク②)を建設した。タンク①から②への揚水用パイプ、ポンプ、エンジン、モーターを設置した。 【ピントウン水源(水源②)】 水源周囲を整備、1,250フィート離れた場所に容量15,000ガロンの水タンクを建設し、水源①と同様揚水施設も整備した。 1.2 各水タンクから、各村落へ配水する2ラインの配管を実施 ➤ パイプライン1: 水源①からナウンケ村落群、カックー村落群、ピントウン村落群、チャウタロン町へ配水。 ➤ パイプライン2: 水源②からピントウン中学校、ピントウンクリニック、市場、学校及びクリニック職員宿舎へ配水。 【活動2】配水設備の維持管理体制を強化するため、維持管理委員会とミーティングを実施した 2.1 維持管理委員会による維持管理体制の整備 事業期間内に当会、維持管理委員会、建設会社、ミャンマー政府国境省によるミーティングを6回実施した。内容は以下の通りである。 ➤ 水基金の徴収計画策定。 ➤ 維持管理委員会主導で実施する事業終了後の施設の管理や見回り体制の計画策定。 ➤ 維持管理方法、水使用のルール作成。

	【活動 3】地域住民を対象に保健衛生の基本的な知識を学ぶためのワークショップを実施した 3.1 対象地域にて、専門家による保健衛生研修を行い、住民の保健衛生の理解を促進し、衛生習慣の実践及び病気の予防につなげる。 ➤ 対象地域の住民や事業地内の学校に通う小・中・高校生を対象に保健衛生研修を 10 回開催し、飲料水や生活用水の使用、手洗い、トイレの使用方法等に関する知識や基本的な保健衛生概念を教授した。 ➤ 事業終了後も委員会メンバーが保健衛生研修を実施できるよう、保健衛生知識のある委員会メンバーと共に研修を実施、メンバーが引き続き研修講師として研修を実施できるスキルを身につけることができた。 ➤ 専門家として保健省スタッフの協力があり、スムーズに実施することができた。
(3) 達成された効果	成果 1：水不足に困っていた住民が、年間を通して十分な量の衛生的な飲料水にアクセスできるようになる。 <u>(指標 1) 事業対象地 (3 村落郡及び 1 町) において、飲料水配水施設が整備され、水へのアクセスが改善した家庭数が 2,372 世帯、12,423 人になり、90%以上の住民が改善したと感じている。</u> →事業対象地 3 村落群 1 町には予定通り配水を行うことができた。水へのアクセスが改善した家庭数は、事業終了時 7 月 31 日時点で 2,113 世帯、11,356 人になった。ナウンケ村の一部が他の水源から水を引くことになったため(変更申請済み)、ナウンケ村の裨益が 788 世帯 3,389 人から 529 世帯 2,322 人になり、当初の予定 2,372 世帯 12,423 人より少なくなった。 住民へのアンケート調査によると、その裨益人口中 100%の住民が水へのアクセスが改善したと感じている。 <u>(指標 2) 1 日あたり 1 人 1 ガロン(4ℓ)の割り当てだった水量が、事業終了後、最低 10 ガロン(40ℓ)に増加する。</u> →事業終了約 3 ヶ月後の 10 月 25 日に実施した各村における委員会メンバーへの聞き取り調査によると、現状使用できる水の量は 1 日 15 ガロン(約 68ℓ)に増加している。 成果 2：維持管理体制が強化され、住民自ら維持管理ができる。 <u>(指標 1) 維持管理委員会が地域住民から水基金を徴収し、維持管理基金を管理できている。</u> →事業終了月である 7 月から維持管理委員会による水基金徴収を開始、委員会による基金管理も始まっている。(添付 1：委員会により作成された会計帳簿) <u>(指標 2) 維持管理委員会によって、施設の管理体制を含む飲料水使用規則が設定されている。</u> →維持管理委員会により使用規則が設定された。しかし、今後新

	メンバーで委員会を再組織する予定があり、規則の内容を改正、追加する可能性はある。(添付 2：委員会により設定された使用規則) <u>(指標 3) 事業終了後 1 年に 4 回以上維持管理委員会を開催する内容を含み、委員会の議事録が作成されている。</u> →議事録が作成された。 (添付 3：委員会により作成された議事録) 成果 3：地域住民が保健衛生知識を身につける。 (指標 1) 保健衛生研修の受講者数が延べ 1,000 名になる。 →保健衛生研修の受講者数は、延べ 1,110 人になった。(添付 4：研修受講者リスト) (指標 2) 保健衛生研修を受講し、簡単な衛生活動を実践した人数が保健衛生研修参加者の 70%になる。(確認方法：事業終了 1 年後のアンケート調査) →事業終了後 1 年時点で調査を実施する予定。 ※また、申請の際に水汲みのために大人 50 分、お年寄りや子供だと 2 時間かかっていたガナイントウ村からは、水汲みの時間がほとんどかからなくなり、農作業や学校の勉強に使える時間ができたとの感想が出た。病院は 2 つの病院に配水されており、水浴びや掃除などを頻繁にできるようになり、衛生面で改善したと実感しているという。最後に学校であるが、事業地域内にある 9 校すべてで水の心配がなくなり、子供が学校や先生のために当番制で水汲みをするともなくなり、そのために勉強時間を削ることもなくなった。学校のトイレもしっかりと流せるようになり、衛生的になった。(すべて維持管理委員会への聞き取り調査より)
(4) 持続発展性	村落群及び町から選出された代表で組織された維持管理委員会を中心に、地域住民とともに当事業の維持管理を行う。維持管理にあたっては、PNO をアドバイザーとする。PNO には専属のエンジニアがおり、配水や補修の際に専門的技術が必要となっても問題ない。事業期間中から委員会とエンジニアが密に連絡を取り合っていた。維持管理費用には下記の水基金を利用する。さらに、ミャンマー政府国境省から当プロジェクト終了後も維持管理体制、村落開発について指導する協力も約束されている。 ① 委員会による保健衛生ワークショップの継続 上記のように委員会メンバーが保健衛生知識を習得し、主体的に住民に対するワークショップや研修を継続できるスキルを身につけることができたため、今後地域での保健衛生ワークショップを継続していくことが約束されている。 ② 水基金の創設 経済的に苦しい家庭でも支払いが可能なように、地域全世帯から水基金 500 チャット/月(約 50 円)を徴収する。その中から水源地に設置するエンジン、モーター運転に必要な電気代、ディーゼル代、管理人給与を支払う。基金は既に徴収が開始されており、銀行に預金

	し、利子(年率 8%)で運用する予定ではあるが、現在は委員会のもとで管理されている。以上の水基金で賄えない大規模修理が必要になった際は、委員会が責任をもって不足分を徴収することが約束されている。 将来的には、村へのパイプ分岐点に見ずメーターをつけてメーターの使用量に応じて委員会主導により基金を徴収する予定である。 ③ 水タンクの建設 当事業において、パイプラインは既存の水タンク 71 個と新設の水タンク 4 個まで引くこととしている。新設の水タンクとして、カックー村落群のティータツ村に 12 フィート四方(予算約 400 万チャット)を 2 個、ガナイントゥ村に 15 フィート四方(予算約 600 万チャット)を 1 個と 12 フィート四方を 1 個設置した。設置にかかった費用はすべて村が負担した。 また、新しく町作りが予定されているチャウタロン町・新区への配水も考慮してパイプラインを敷設したため、チャウタロン町・新区に 450 名程度の移住者があっても 1 日最低 15 ガロンの水の確保が可能である。
--	--